

資料提供

令和2年4月7日

課名:産業廃棄物対策課

担当:重野

内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社大輝興業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 ^{だいきこうぎょう} 大輝興業 代表取締役 ^{こさか} 小坂 ^{よしお} 好男 （京都府木津川市木津八色76番地1）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03400111878号 許可年月日：平成28年7月13日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和2年4月7日
処分理由	同社は、令和2年3月18日付けで京都地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ロに規定する者に該当するため。